

お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト

(1日に6名以上の乳幼児が利用する施設)

☑	チェック項目	備考欄
1	乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を作成し(保育のカリキュラム、デイリープログラムの作成を含みます)実行していますか？	
2	年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居など必要な遊具、保育用品等を備えていますか？ それらは安全で衛生的ですか？	
3	施設内研修を行う等、保育従事者が保育所保育指針を理解する機会を設け、人間性及び専門性の向上に努めていますか？	
4	児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5	消火用具の設置場所は適切で、使用方法等を職員全員が理解していますか？	
6	非常災害に対する具体的計画(消防計画)を作成していますか？	地方自治体のHP等に消防計画の作成例が掲載されている場合があります。
7	おおむね毎月1回以上の避難訓練(消火活動、通報連絡、避難誘導等の実地訓練)を実施していますか？	
8	調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っていますか？ ・食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していますか？ ・ほ乳瓶は使用することによく洗い、滅菌していますか？ ・調理室が汚れていたり、残飯等が放置されていたりすることなく、清潔に保たれていますか？ ・食器類等を、(十分に消毒せずに)乳幼児や保育従事者の間で共有されていませんか？ 等	
9	身長や体重の測定等、基本的な発育チェックを毎月、定期的に行っていますか？	
10	継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施していますか？ ※直接できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける又は母子手帳の写しを提出してもらい、健康状態を確認をしていますか？	
11	職員の採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
12	睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する注意をはらっていますか？	
13	施設及びサービスに関する内容が掲示されていますか？	指導監督基準に様式があります(様式14)。
14	利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります(様式15)。
15	利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	
16	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等がありますか？	
17	労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等がありますか？	

※このチェックリストは、毎年の上立調査において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。